

# 釜石市復興推進計画（案）

平成 26 年 1 月 日

岩手県釜石市

## 1 計画の区域

釜石市全域

## 2 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市の沿岸地域においても、大津波の来襲によって壊滅的な被害を受け、死者・行方不明者を合わせた人的被害が 1,040 人、全壊した家屋約 2,900 棟を含む被災住家数は約 4,700 棟、産業・公共土木施設での被害額が約 307 億円に上るほか、卸売業・小売業の 6 割に相当する約 400 事業所が全壊・半壊などの被害を受けたことに伴い、市内全域にわたって日常生活に欠かせない商業機能が著しく低下し地域経済に甚大な被害が生じた。

このような中で、本市の中心地である大町地区周辺の商業の拠点地区に、子どもから高齢者までの市民生活に欠かせない小売業などの商業機能の集積を図るため、その中核となるショッピングセンターの設備投資を支援することにより、市民生活の買物利便の向上と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

## 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の日常生活に欠かせない買物環境の充実・強化のための中核的な役割を担う各種商品小売業について、立地企業の事業用の設備投資を支援することにより、立地企業の体力強化と雇用機会の創出を図る。

## 4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### 事業の内容

本市に立地するイオンタウン株式会社（以下「対象事業者」という。）が、釜石市港町において、ショッピングセンターを整備するために必要な資金を貸し付ける事業

貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、「釜石市復興まちづくり基本計画」において、三陸縦貫自動車道等の整備を見据えた交流人口の拡大に向け、中心市街地東部地区における「中番庫」の活用も含めた商業拠点空間づくりを推進している。

具体には、フロントプロジェクトにおいて「商業と賑わいの拠点づくり」を計画しており、ショッピングセンターが立地する大町地区周辺をその拠点として位置付け、新たに商業と賑わいの

核となる施設を集積することによる相乗効果と周辺への波及効果によって、中心地としての賑わいや生活に必要な機能を高め、将来においても持続可能なまちづくりを目指す取り組みを推進している。

本市と対象事業者とは、平成 25 年 3 月に「大型商業施設の立地及び地域貢献に関する協定」を締結し、防災及び避難体制に配慮した商業施設の建設・運営と地元雇用の拡大、商店街との連携など新しい復興拠点づくりに向け取り組むこととしている。

対象事業者が整備するショッピングセンターは、本市の卸売業・小売業における年間商品販売額第 4 位の中核的な産業である。その中で本事業は、各種商品小売業における年間商品販売額の大半（98.4%）を占める事業者が実施するものであり、今回の設備投資額は、本市における同業種の平均投資額を大きく上回るものである。

したがって、本事業の実施による経済効果及び雇用効果は大きく、計画の目標に掲げた「市民生活の買物利便の向上と雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業である。

施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三井住友銀行、株式会社青森銀行、株式会社岩手銀行、株式会社秋田銀行、株式会社七十七銀行、株式会社山形銀行、株式会社東邦銀行

特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支障利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

## 5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、「釜石市復興まちづくり基本計画」において本市が目指す復興の方向性に合致する取り組みであり、雇用機会の創出、市民生活の利便向上及び地域経済の活性化を促進するための中核的な事業であることから、当該計画の実施は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

## 6 その他

当該計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項の規定に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、釜石市、釜石商工会議所、株式会社三井住友銀行、株式会社青森銀行、株式会社岩手銀行、株式会社秋田銀行、株式会社七十七銀行、株式会社山形銀行、株式会社東邦銀行、イオンタウン株式会社を構成員とする釜石市復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。